山形市における「一日公正取引委員会」の開催について

令和７年８月２８日
公正取引委員会事務総局
東　北　事　務　所

公正取引委員会では、各都市に赴き「一日公正取引委員会」を開催し、独占禁止法、下請法、フリーランス法等の国民的な理解の一層の増進や相談対応の充実に努めています。

このたび、東北事務所（別紙１参照）では、下記のとおり、山形市において「一日公正取引委員会」を開催します。

違反事例や最新のトピックを交えた各種説明会のほか、相談・展示コーナーも用意していますので、この機会に是非御参加ください。

１　日　時　　令和７年 10 月 15 日（水）９時 30 分～16 時 30 分

２　場　所　　大手門パルズ
山形市木の実町 12-37

３　内　容（別紙２参照）
⑴　独占禁止法説明会（定員：50 名）
⑵　景品表示法説明会（定員：50 名）
⑶　改正下請法説明会（2026 年１月施行！　～下請法は取適法へ～　改正ポイント説明会）（定員：70 名）
⑷　フリーランス法説明会（取引の適正化部分）（定員：50 名）
⑸　相談・展示コーナー
⑹　公的機関の職員向け官製談合防止法研修会（定員：70 名）

※　上記⑴～⑸のイベントは、どなたでも参加いただけます（参加料無料）が、⑹のイベントは公的機関の職員の方のみ参加いただけます。
　独占禁止法説明会、景品表示法説明会及びフリーランス法説明会の定員は各 50 名、改正下請法説明会及び官製談合防止法研修会の定員は各 70 名（いずれも先着申込み順）です。

※　上記⑴、⑵及び⑹のイベントに併せ、スマホソフトウェア競争促進法（スマホ新法）の概要の説明も行います。

※　一日公正取引委員会は、相談コーナーを除き、報道機関のカメラ撮影及び傍聴取材が可能です。取材を御希望の場合には、事前に下記問い合わせ先まで御連絡ください。

※　上記⑶のイベントでは、2026 年１月１日に施行される改正下請法（取適法）及び改正振興法の概要と改正内容等について説明を行います（東北経済産業局と共催）。

問い合わせ先　公正取引委員会事務総局東北事務所総務課
電　話　０２２－２２５－７０９５（直通）
ホームページ　https://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/index.html
（東北事務所 HP）

４　申込方法

独占禁止法説明会、景品表示法説明会、改正下請法説明会又はフリーランス法説明会への参加を御希望の方は、令和７年 10 月８日（水）までに、以下の登録フォームからそれぞれご希望の説明会等にお申し込みください（下表の二次元バーコードからも登録フォームにアクセスできます。）。

【改正下請法説明会の登録フォーム】
https://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/topics/250902.html

【独占禁止法説明会、景品表示法説明会及びフリーランス法説明会の登録フォーム】
https://www.jftc.go.jp/training/470/training_touhoku_yamagata.html

説明会名	二次元バーコード	会　場	開場時刻	時　間
フリーランス法説明会 （定員　50 名）		葵	9:00	9:30～11:00（取引の適正化部分のみ）
独占禁止法説明会 （定員　50 名）			12:30	13:00～14:00（独禁法） 14:00～14:20（スマホ新法）
景品表示法説明会 （定員　50 名）			14:30	15:00～16:00（景表法） 16:00～16:20（スマホ新法）
改正下請法説明会 （定員　70 名）		橘・柊	12:00	第１部及び第２部 12:30～15:20（取適法） 第３部 15:30～16:20（改正振興法、質疑応答）

※　相談・展示コーナーについては、事前申込みは不要です。相談をご希望の方は、会場にて職員にお声掛けください。

※　お申込みの際に入手した個人情報は、本説明会等の業務以外の目的で使用することはございませんが、会場管理者等の求めに応じ、申込情報を提供する場合があります。

※　会場は開始３０分前から開場します。